

その他

公的年金等の源泉徴収票の送付

1月中旬～下旬にかけて、国民年金や厚生年金など老齢年金を受けている人に、日本年金機構から「公的年金等の源泉徴収票」が送付される予定です。

この源泉徴収票には令和6年2月～12月に支払われた7年の1月に支払いがあった人は1月分まで「年金の総額」「源泉徴収された税額」「社会保険料の金額」などが記載されています。

確定申告や住民税の申告をする際に必要になるので大切に保管してください。

源泉徴収票が届かない場合や紛失してしまった場合には、年金証書などの基礎年金番号が分かる物を用意して、年金ダイヤルに問い合わせてください。

なお、遺族年金・障害年金には税金がかからないので、これらを受給している人には源泉徴収票は送付されません。

対象 老齢年金を受給している人
申し込み・問い合わせ ねんきんダイヤル(☎0570・05・1165)・保険年金課(☎④2259)

所得税の確定申告・市県民税の申告

令和6年分所得税の確定申告および市県民税の申告に当たり、次のとおり相談窓口が開設されます。受付方法などの申告の詳細は、広報ふじおか2月1日号および市ホームページで周知します。

事前申告相談

期日 ① 2月6日(木)・7日(金) ② 2月12日(水)・14日(金)

会場 ① 鬼石総合支所 ② 市役所本庁舎

申告相談

期日 2月17日(月)～3月17日(月)・土・日曜日、祝日を除く
会場 藤岡税務署・市役所本庁舎

問い合わせ 所得税の確定申告に関すること 藤岡税務署(☎②0971) 市県民税の申告に関すること 税務課(☎④2231)

スマホ申告説明会に参加してみませんか？

自身のスマートフォンを使って令和6年分の確定申告を行います。操作方法や分からないことなどは税務署職員がその場で説明するため、初めてでも安心です。また、スマホ申告を利用することで、申告会場に向わずに申告ができ、還付金の振り込みも迅速です。この機会にスマホ申告に挑戦してみませんか。

日時 1月31日(金)

▷午前の部＝午前9時30分開場
10時～11時30分説明会
▷午後の部＝午後1時30分開場
2時～3時30分説明会

会場 市役所本庁舎

対象 市内在住で、収入が給与収入のみまたは公的年金の収入のみ、もしくはその両方を有する人

定員 各部ともに20人(先着順・要申し込み)

その他 事前にマイナポータルアプリのインストール(右記2次元コードを読み取り)をしてください

申し込み 1月24日(金)までに電話で藤岡税務署

問い合わせ 藤岡税務署(☎②0973)・税務課(☎④2231)



対象		必要書類など
全員		・マイナンバーカードの読み取りができるスマートフォン ・マイナンバーカード ・マイナンバーカード登録時の暗証番号(署名用暗証番号(英数字6～16文字)および数字4桁の利用者証明用暗証番号)が分かる物 ・申告者名義の口座番号の分かる物 ※過去に税務署で申告したことがある人は、電子申告で使用する利用者識別番号(16桁)が分かる書類も持参してください
所得	給与	給与の源泉徴収票
	年金	公的年金等の源泉徴収票
控除	社会保険料	納付額確認書・国民年金保険料控除証明書など
	生命保険料	控除証明書
	地震保険料	控除証明書
	障がい者	障害者手帳・障害者控除対象者認定書・療育手帳
	医療費	令和6年1月～12月分の医療費の額を、診療を受けた人、病院(薬局)ごとにまとめた物(高額療養費などで補てんされた金額がある場合は、あらかじめ集計してください)
寄附金		寄附した団体などからの受領証

注1 暗証番号が分からない場合は、スマートフォンでの申告ができません。必ず事前に確認の上、申し込みをしてください

注2 事業収入・不動産収入・個人年金などの収入がある人や住宅借入金控除の適用がある人は、今回のスマホ申告会では受け付けができません。相談が必要な人は2月17日(月)から開設される確定申告会場を利用してください

税務署からのお知らせ



申告相談などで来署を
検討の人
1月6日(月)～2月14日(金)は、

毎月1,400人がやっている筋力トレーニング

筋力トレーニング教室は、身近な公会堂などの会場で開催しています。筋力は50歳を過ぎると年々減少していくので、筋トレ教室に参加しましょう。今月は、股関節周辺の筋肉を強くする体操を紹介します。



腰は曲げず、上体は真っすぐの状態です。4秒かけて足を持ち上げます。足を上げる時の軸足は重心をややつま先に移動します。無理のない範囲で8セット行います。

問い合わせ 元気長寿課(☎④2809)

税務署内に確定申告会場はありません。この期間に所得税・個人消費税・贈与税の申告相談のために来署する場合には、事前の予約が必要です。
予約方法 電話で藤岡税務署(☎②0971)
※事前の予約がない場合は対応できませんので、注意してください

国税庁では、納税者の利便性の向上などの観点から、申告手続きなどのオンライン化・事務処理の電子化・押印の見直しなど、国税に関する手続きや業務の在り方の抜本的な見直しを進めています。
その一環として、令和7年1月以降、確定申告書などの控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。申告内容などの事後の確認のため、必要に応じて自身で控えの作成および保有、申告書などの提出年月日の記録・管理をお願いします。
e-Taxを利用すると、申告書などのデータ送信後に、送信日や申告内容などを確認することが出来ます。ぜひ利用してください。
問い合わせ 藤岡税務署(☎②0971)